

令和8年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(3日目)

開 議 令和8年3月16日(月)

閉 会 令和8年3月16日(月)

仁 木 町 議 会

令和8年第1回仁木町議会定例会（3日目）議事日程

◆日 時 令和8年3月16日（月曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 報告第1号 令和8年度各会計予算特別委員会審査報告書

日程第4 委員会の閉会中の継続審査

日程第5 委員会の閉会中の所管事務調査

令和8年第1回仁木町議会定例会（3日目）会議録

開 議 令和 8年 3月16日（月） 午前 9時30分
 閉 会 令和 8年 3月16日（月） 午前10時04分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（9名）

1 番 前 田 春 奈 2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 長	浜 野 崇
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	桂 下 友 芳
教育長職務代理者	加 藤 浩 子	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 参 事	関 雅 樹
総 務 課 参 事	濱 田 敬 司	教 育 次 長	和 田 秀 文
財 政 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(浜 野 崇)
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
企 画 課 長	奈 良 充 雄	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 長	菊 地 健 文		
福 祉 課 参 事	浜 野 公 子		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 議 午前 9時30分

○議長（横関一雄）皆さん、おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は9名です。

本日は休会の日ですが、仁木町議会会議規則第9条第3項の規定により会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月9日に引き続き、8番・嶋田議員及び1番・前田議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員長（木村章生）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

去る、3月12日木曜日に議会運営委員会を開催し、今定例会の追加議案の取り扱い等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、追加付議事件について申し上げます。報告1件が追加で付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第2まではこれまでと同様に取り進め、日程第3・報告第1号『令和8年度各会計予算特別委員会審査報告書』につきましても、3月9日に委員会付託された議案5件の一括報告を受けた後、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第4・委員会の閉会中の継続審査、日程第5・委員会の閉会中の所管事務調査につきましても、先に決定したとおり進めます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 報告第1号

令和8年度各会計予算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第3、報告第1号『令和8年度各会計予算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○予算特別委員長（木村章生）令和8年度各会計予算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書2の1ページでございます。報告第1号、令和8年度各会計予算特別委員会審査報告書。令和8年3月16日提出、令和8年度各会計予算特別委員会委員長 木村章生。記といたしまして、令和8年3月9日付託、付託事件につきましては、令和8年第1回仁木町議会定例会で付託となりました議案第5号の条例改正、議案第6号ないし議案第9号の令和8年度一般会計、2特別会計及び簡水事業会計の予算でございます。

2ページをお開き願います。3月12日付、横関議長宛の委員会報告書でございます。令和8年度各会計予算特別委員会審査報告書。審査の結果、議案第5号ないし議案第9号は全て可決すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

3ページをお開き願います。審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託案件の内容につきましては、先に説明いたしました付託議案合計5件の可否についての審査でございます。委員会開催日、委員会出席者、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者並びに事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。審査の経過につきましては、第1回仁木町議会定例会において、議長を除く議員8名により構成する令和8年度各会計予算特別委員会が設置され、町長をはじめ、副町長、教育長職務代理人ほか各関係課長ら説明員出席の下、町長より提出のあった条例改正議案、一般会計、2特別会計及び簡水事業会計の予算書、予算説明資料について一括して説明を受け、議案ごとに質疑を行い、その重要性、緊急性、熟度、波及効果等を総合的に判断し、4日間にわたり審査を実施したものでございます。審査の内容につきましては、議案第5号、仁木町国民健康保険税条例の一部改正の審査では質疑はなく、討論では、子ども子育て支援法による支援納付金に加え、令和12年度をめぐり北海道全体で国保税の統一が計画されていることから基金残高4500万円を積立てておきたいとする引き上げに反対するとの反対討論がありました。一方、この度の条例改正は、国の法的枠組みに沿った制度変更であり、本町の国民健康保険制度の安定的な運営に沿った内容であり賛成するとの賛成討論がありました。

5ページをお開き願います。議案第6号の一般会計予算の審査では、歳出で旧消防庁舎の使用用途、ニキバスの然別・砥の川・旭台ルートの検討やバス停の除雪状況、町有地宅地分譲事業の売れ残りリスクへの対応、しりべし空き家BANKへの登録件数、家財道具等処分支援の助成対象者、地域おこし協力隊助成金の内容、さくらんぼフェスティバルでの駐車場混雑情報等のアプリへのアクセス数、大型建設事業が重なることへの担当課の業務負担軽減策、出産祝金事業の見直し、高齢者福祉施設管理委託料の増額の理由、産後ケア事業の内容、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業の3業務の発注方法、アライグマ捕獲機器購入補助事業の購入数の上限や補助対象範囲、フルーツパークにき再構築事業の補助対象項目と補助率、フルーツパークにき休園の周知方法やイベント開催場所、仮面葡萄会の来場者数や会場使用料、町民スキー場内に設置されているパークゴルフ場の今後の取り扱い、橋りょう定期点検委託業務負担金における発注方法、银山義務教育学校整備事業における資材高騰・入札不調リスクへの対応、減債基金の目的と積立て目標額などについて質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第7号の国民健康保険事業特別会計予算の審査では、国保税率引き上げに関わる審査会の内容や意見、国保加入者で子どもがいる世帯数、税率改正の内容などについての質疑・確認がありました。討論では、子ども2人の所得350万円の夫婦世帯で年間12万8100円の増額となり、統一後の過度な引き上げを避けるためという理由があっても物価高の中、過度の引き上げによって子育て世帯に対し不安を残すため反対するとの反対討論があ

りました。一方、平成29年度から基金を運用し、税率軽減を図ってきており、国民健康保険制度を安定的かつ持続的に運営することは非常に重要であり、全ての世帯で税率の引き上げを段階的に行うことは止むを得ないものと判断し、子育て世帯等へ配慮した予算編成になっており、賛成するとの賛成討論がありました。議案第8号の後期高齢者医療特別会計予算の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第9号の簡易水道事業会計予算の審査では、町道仁小中線配水管移設工事で計画する管径での水圧や水量確保、スマートメーター設置工事における空き家への対応などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。

6ページをお開き願います。決定事項でございます。

議案第5号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第6号、令和8年度余市郡仁木町一般会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第7号、令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第8号、令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第9号、令和8年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

本特別委員会において、以上のとおり決定しましたので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。令和8年3月12日、仁木町議会議長 横関一雄様。令和8年度各会計予算特別委員会委員長 木村章生。以上で報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

木村委員長、自席へお戻りください。

これより討論・採決を行います。

付託議案第5号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）それでは、議案第5号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[場内、挙手する者あり]

○議長（横関一雄）議案第5号に対する委員長の報告は「可決」です。したがって、可決に反対者の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する討論を行います。

今回の改正は、令和12年度をめぐりに北海道全体で国保税率の統一が計画されていることから、基金残高

4500万円を積んでおきたいと自治体の将来性を考えて十分に考慮された条例であることは重々承知しておりますが、払う側の立場に立ってこれに反対いたします。

それだけでなく、誰でも通園制度を実施するために、高く払えない国保に財源を求める国も国ですが、どこも苦しい社会保障の中で、国保は特に低所得者層からなっており国会議員でも払うのが大変と国保逃れが出てくる状況です。今、お米の値上がりから始まってどんどんと物価高の中で生活していくのが精いっぱいです。町が出してくれた改正案の事例の中で、所得350万円で夫婦と子ども2人の4人家族、今まで国保税45万3600円も高いと思っていましたが、それが58万1700円の改正です。私はとても賛成できません。よって、この条例に反対いたします。

○議長（横関一雄）次に、可決に賛成者の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、国民健康保険税条例の一部改正についての賛成討論を行います。

この度の国民健康保険税条例の改正は、国民健康保険の財政運営の主体が市町村から北海道へ変わったため、北海道全体で保険税率を共通化する方針は国の法的枠組みに沿った決定のため、制度そのものに反対できる次元ではなく、本条例案は、本町の国民健康保険制度の安定的な運営に沿った内容であり、よって、本条例の一部改正については賛成するものであります。以上です。

○議長（横関一雄）他に討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は「可決」です。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔場内、起立多数〕

○議長（横関一雄）起立多数です。

したがって、議案第5号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第6号

令和8年度余市郡仁木町一般会計予算

○議長（横関一雄）次に、議案第6号『令和8年度余市郡仁木町一般会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『令和8年度余市郡仁木町一般会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『令和8年度余市郡仁木町一般会計予算』は、委員長報告のとおり、可決され

ました。

付託議案第7号

令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第7号『令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 場内、挙手する者あり 〕

○議長（横関一雄）議案第7号に対する委員長の報告は「可決」です。したがって、可決に反対者の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）仁木町国民健康保険事業特別会計予算に反対する討論を行います。

税条例でも反対いたしました。賃上げの上昇により保険料が上がるなら納得しますが、この世界情勢厳しい中、物価高も止まる予想もありません。町の商品券2万4000円も本当に助かると喜んでいる住民を目にしなが、国保税はこんなに増額になるんだよとは言えません。よって、この予算に反対いたします。

○議長（横関一雄）次に、可決に賛成者の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算についての賛成討論を行います。

本町では、平成29年度から基金を運用した国保加入者への税率軽減を図ってきたところではありますが、将来にわたり国民健康保険制度を安定的かつ持続的に運営することは非常に重要なことであり、そのため本年度から全ての世帯で税率の引上げを段階的に行うことは止むを得ないものと判断し、一方で子育て世帯等への負担軽減を配慮した予算編成となっているため、本事業特別会計予算については賛成するものであります。以上です。

○議長（横関一雄）他に討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は「可決」です。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔 場内、起立多数 〕

○議長（横関一雄）起立多数です。

したがって、議案第7号『令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第8号

令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第8号『令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第9号

令和8年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第9号『令和8年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『令和8年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『令和8年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第4『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

木村議会運営委員会委員長、嶋田議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第5 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第5『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

野崎総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前 9時57分

再 開 午前 9時58分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和8年第1回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会にご提案いたしました案件につきまして、格別なご審議のもと、ご可決を賜り、心より感謝を申し上げます。

開会冒頭の挨拶でも衆議院選挙についてふれさせていただきましたが、先の選挙で自民党が圧勝した要因の一つにSNSの活用が挙げられております。実際に報道機関が実施した出口調査によりますと、投票先を決める際にSNSや動画投稿サイトを参考にしたと答えた人は24%に上りました。SNSや動画を投票の参考にする有権者の支持が自民党へ流れたことが大きな勝因の一つであると分析されております。ここ近年、選挙を取り巻く情報環境が大きく変わりつつあります。SNSや生成AIの急速な普及により選挙結果に影響を与えていることが明らかになってきており、多くの政党が活用され、発信力を高めております。かつてのメディアによる争点が形づくられた傾向が強かった時代から様々発信される情報から自ら選択し、関心を示し、共感することで投票行動につながっていく時代になってきております。有権者が政治に参画する機会が増えることは重要なことである一方、誤情報や誹謗中傷により与えられる影響も大きくなってきており、規制強化等の対策が必要などころも多々あります。時代とともに人々のライフスタイルや価値観が変化し、かつての政治参加の仕方とは異なり、誰かに頼まれて足を運ぶのではなく、SNS等で情報を得てから関心のある政党や候補者のところへ足を運ぶ傾向が強くなってきており、今回の国政選挙でもそのような投票行動が結果を左右することにつながったものと受け止めているところであります。行政といたしましても、年々投票率が低下していく中で、高齢化による影響や単純にその時々の政治への関心度合いで投票率が変わると考えるのではなく、デジタル化が今後進む中で、投票がしやすい環境づくりや、従来のリーフレット等を配布し投票のお願いを訴えるということだけではなく、時代を見据えた投票行動につながる意識の醸成を図っていくことが重要であるというふうに、先の選挙で実感した次第であります。

最後になりますけれども、年度末に入り、何かとご多用とは存じますが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、新年度を迎えるにあたり、議員の皆さまがますますご活躍されますことを心よりご祈念申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。長期

間にわたりご審議を賜り、誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）令和8年第1回定例会を閉会するにあたり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会には、令和7年度の補正予算をはじめ、令和8年度当初予算、更には条例改正などの議案を審議いただきましたが、議員各位のご精励により無事閉会を迎えることができました。

また、佐藤町長をはじめ、林副町長、加藤教育長職務代理者、更に管理職の皆さんには、定例会、予算特別委員会において熱心な説明や答弁をいただき、心より感謝申し上げます。佐藤町長には、定例会や予算特別委員会での議員各位のご意見を十分に精査いただき、管理職・職員とも一丸となって、「ニキノチカラ」を発揮し、持続可能なまちづくりに邁進していただきますよう、切にお願いをする次第であります。

さて、本日出席いただきました説明員に、今定例会が最後となる管理職がいらっしゃいます。鹿内総務課長、昭和59年役場に奉職され、平成24年4月から課長職として議会へ出席し、懇切丁寧な議会对応をしていただきましたことに対し、心よりお礼申し上げます。今後とも健康にご留意され、ますますご壮健にてご活躍されますようご祈念する次第であります。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和8年第1回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午前10時04分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和8年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和8年3月6日～16日（11日間）

3日目 令和8年3月16日（月）

（開議～午前9時30分 / 閉会～午前10時04分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告 第1号	令和8年度各会計予算特別委員会審査報告書		
	付託議案第5号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R8.3.16	原案可決
	付託議案第6号 令和8年度余市郡仁木町一般会計予算	R8.3.16	原案可決
	付託議案第7号 令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	R8.3.16	原案可決
	付託議案第8号 令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	R8.3.16	原案可決
	付託議案第9号 令和8年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算	R8.3.16	原案可決